

吹田市理容師法施行条例の骨子案

1 趣旨

現在、大阪府が大阪府理容師法施行条例に基づいて行っている理容の業務に関する規制は、令和2年（2020年）4月に予定している中核市への移行後は本市が行うこととなります。

本市では、同条例の規制内容と同様の規制を行うことに加えて、各地において大規模な災害が発生している近年の状況を踏まえ、避難所等に避難している被災者の利便性の向上を図ることができるよう、吹田市理容師法施行条例を制定するものです。

2 大阪府の条例と異なる内容

- (1) 理容所以外の場所で業務を行うことができる場合として、避難所及び応急仮設住宅に避難している者に対して理容を行う場合を追加します。
- (2) 理容所以外の場所で業務を行う場合には、器具の消毒に必要な薬品のほか、外傷に対する応急手当に必要な薬品及びガーゼその他の衛生材料を携帯しなければならないこととします。

3 施行予定日

令和2年4月1日から施行します。